

登川みらい保育園重要事項説明書

登川みらい保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人悠希会
事業者の所在地	沖縄県沖縄市登川2-8-6
事業者の電話番号	098-934-3971
代表者氏名	理事長 仲村 晴美

2 施設の概要

種別	保育所
名称	登川みらい保育園
所在地	沖縄県沖縄市登川2-8-6
電話番号	098-934-3971
施設長氏名	仲村 晴美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前乳幼児
利用定員(年齢別)	0歳児 12名 1歳児 18名 2歳児 18名 3歳児 20名 4歳児以上児 32名(5歳児少数時は合同)
開設年月日	平成23年4月1日
事業所番号	沖縄県指令福第1221号

3 施設・設備の概要

敷地面積	835.17m ²		
園舎構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建て 延床面積 406.16m ²		
延床面積	771.54m ²		
施設設備の数と面積	乳児室	1室	53.68m ²
	ほふく室		
	保育室	5室	277.15m ²
	遊戯室	1室	35.58m ²
	調理室	1室	30.16m ²
	調乳室	1室	2.79m ²
	事務室兼医務室	1室	42.96m ²
	大人用トイレ 更衣室兼休憩室、シャワー	6室 4室	食品庫、収納庫、倉庫 12室
絵本コーナー	1室	階段、ホール、廊下、ベランダ、洗濯室他	
設備の種類	冷暖房完備、ダムウェーダー、避難器具		
屋外遊戯場(園庭)	298.42m ²		

4 施設の目的、運営方針

登川みらい保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする子どもを受け入れ、保育を行いその健全な心身の発達を図ることを目的とします。

保育理念 「子ども一人ひとりの生きる力、感性をより豊かにより強く育む」

- (1) 当園は、保育の提供に当たり、入園する乳幼児（以下「園児」という。）の最善の利益考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の保護者に対する支援及び地域との様々な連携を図りながら地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めます。

5 職員体制

職種	職務内容	
施設長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させる為指揮命令を行い、園務を司る。	1人
主任保育士	地域の保護者などに対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容について他の保育士を総括する。	1人
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。	17人
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	4人(ペ1)
看護師	子どもの健康・管理と職員健康受診手続き、保健衛生管理の補助を行い、保護者への乳幼児健康アドバイスを行う。	1人(ペ)
事務員	当園の一般事務、経理事務を行う。	1人
用務兼保育補助職員	用務全般・保育士業務全般の補助。	1人
子育て支援員	保育士と一緒に保育する。保育補助	2人

*当園では、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び児童福祉法の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置します、が職種により年度においておかない場合もある。

職員数は入園する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育・教育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝祭日、慰靈の日、年末年始【12月29日～1月3日】*臨時休園（台風時、感染症流行時等）当該年度官公庁祝祭日指定日

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間 (1 1 時 間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時29分まで 夕：午後6時31分から午後7時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
*基本的に延長保育はありません。緊急対応時で上記以外の時間は時間外保育になり別途料金が発生いたします。時間外保育にならないようご協力お願いします。	

8 利用料金

給食費 3歳児以上クラス 月額 5500円（利用者負担）	保護者が保育園に収める。口座引き落としが原則で引き落としきれない時は直接保育園に振り込む。振込手数料は保護者負担。
延長保育料	30分150円。月額3,000円（月計算として翌月引き落とし）
時間外保育料	延長保育料と同額。

*親子行事等で入園料が発生する場合や材料費が必要な時は保護者負担分有

*利用料金、給食費等事業費に係る徴収金は口座引き落としといたします。

*給食費滞納の場合行政と共に対応させていただき、児童手当からの流用も検討いたします。

*給食費に関しては月ごとの清算になりますので、途中退園の場合も例外ではないので退園日にご配慮ください。

9 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始について

当園の利用は、沖縄市から保育の実施について委託され、入園決定された支給認定を受けた保護者に本重要事項説明書等に同意をいただき、保育の提供を行います。

(2) 利用の終了について

当園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1)「子ども子育て支援法施行規則」第1条の規定に基づく事由に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2)支給認定保護者から利用取り消しの申し出があったとき。

(3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

11 給食等について

① 自園調理

② 月1回お弁当持参あり。又それ以外で行事や調理不可時（台風、災害、その他）において弁当持参をお願いする日があります。

③ 当園は病児食に対応できません。通常保育園から提供できる食事ができない場合弁当持参をお願いいたします。

＜アレルギー対応について＞

当園は、国が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、基本的には除去食を主とし登川みらい保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。医者の診断書の提出をお願いいたします。

12 苦情・要望

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当	主任 仲地妙子
相談・苦情解決責任者	園長 仲村晴美
第三者委員	屋宜 宜芳 武内信博
受付方法	来園、文章、電話等により受付ます。又、意見箱もご利用ください。

・ポスターを掲示しております。

13 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険会社	大同火災海上保険株式会社

14 以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	ゆいクリニック
医 師 名	島袋忠雄
所 在 地	沖縄市登川2444-3
電 話 番 号	098-989-3801

医療機関の名称	みきお歯科
医 師 名	崎原幹雄
所 在 地	沖縄市登川1-13-19
電 話 番 号	098-921-2232

15 非常災害対策

非常災害に関する具体的対策を立て防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、月1回避難及び消火、救出その他必要な訓練を行っています。

防 火 管 理 者	仲 村 晴 美
消 防 届 け 出 年 月 日	平成28年10月19日
避 難 訓 練	毎月1回
防 災 設 備	消火器 誘導灯 火災報知器 階上からの避難機

★不審者対応訓練も実施しております。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又は蔓延しないように、国の「保育所における感染症ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を実施いたします。

- ・園児及び職員の手洗い、消毒の徹底
- ・噴霧器の設置、空気清浄機の設置
- ・害虫駆除機の設置

*その他詳しくは、当園から持たせた保健ファイルをご覧ください。

*感染症等流行時、送迎に多くの方での送迎はご遠慮ください。又送迎者が感染症状の場合もご遠慮ください。

17 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の処置を講じます。保護者との連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

18 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当園では園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡の為、その他円滑な保育運営に必要な範囲の目的の為に利用します。(クラス内での掲示、園だより、クラスだより保健だより、ホームページにてスナップ写真や個人名の記載等)
- (2) 情報の提供
当園では、取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないよう適切に管理致します。但し下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合があります。
 - ・保護者の承諾がある場合
 - ・法令により開示が求められた場合
 - ・保育園の嘱託医など、保育園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合
 - ・人命保護のため必要と認められた場合

19 虐待について

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため必要な態勢の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。又園児身体にあきらかに不自然な傷、あざ等がある場合行政などに連絡し対処いたします。

20 当園におけるその他の留意事項

各ご家庭での個人の思想、信仰は自由ですが、当園や他の方に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

医療行為が常時必要な保育は適切に対応することが出来ません。病児保育も行っておりません。

*協力依頼 土曜日保育について

保護者の皆様の就労形態変化に伴い、登川みらい保育園においても 11 時間の通常開園に加え早朝 30 分、夕刻 30 分と 1 時間の延長保育をおこない 12 時間開園し、多様なニーズ(就労形態)に応えようと実施しているところです。国の労働時間は週 40 時間と定められていますが、土曜日開所が必要とされている保育所においては職員体制において週 40 時間を遵守するにあたり大変苦しい状況です。日々の保育を充実させるためには、職員の週休を土曜日に実施し通常保育には極力職員が欠けない状態で保育を行いたいと思います。研修等も土・日・平日と関係なく設定されます。保育の質をより良いものにするためにも研修派遣し研鑽を積ませたいところです。土曜日にお仕事がお休みの保護者の方は、ご家庭で乳幼児期の大切な時間を、親子で関わり過ごしていただきたいとご協力お願いいたします。

改正

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する